

改正

昭和45年4月1日世農委訓令甲第1号

昭和45年12月1日世農委訓令甲第2号

昭和56年4月1日世農委訓令甲第3号

平成2年3月29日世農委訓令甲第1号

平成10年4月1日世農委訓令甲第1号

平成11年4月1日世農委訓令甲第1号

平成12年3月31日世農委訓令甲第1号

平成12年10月2日世農委訓令甲第2号

世田谷区農業委員会処務規程

題名改正〔平成2年世農委訓令甲1号〕

東京都世田谷区農業委員会処務規程（昭和35年8月東京都世田谷区農業委員会訓令甲第2号）の全部を改正する規程をつぎのように定める。

（設置）

第1条 世田谷区農業委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するため委員会の事務所を世田谷区役所に置く。

一部改正〔平成2年世農委訓令甲1号〕

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、つぎのとおりとする。

- （1） 農業委員会等に関する法律（昭和26年3月法律第88号）第6条に定める事務
- （2） その他委員会に属する事務

（職員）

第3条 委員会に次の職員を置き、委員会がこれを任免する。

- （1） 事務長
- （2） 事務次長
- （3） 主査
- （4） 主事
- （5） その他の職員

2 職員の定数は、世田谷区職員定数条例（昭和26年10月世田谷区条例第10号）の定めるところによる。

3 前項の職員は、区長の補助機関の職員をもって兼職させることができる。

一部改正〔昭和45年世農委訓令甲1号・56年3号・平成2年1号・11年1号・12年1号・2号〕

（職責）

第4条 事務長は、会長の命を受け、会務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 事務次長は、事務長の命を受け、担任会務を掌理する。

3 その他の職員は、上司の指揮監督を受け、会務に従事する。

全部改正〔昭和45年世農委訓令甲1号〕、一部改正〔昭和56年世農委訓令甲3号・平成11年1号〕

（事務長の決定対象事案）

第5条 事務長は、次の事項を決定することができる。

- （1） 会長が指定する会務に関し会名をもって文書の往復をなすこと。
- （2） 職員の休暇、欠勤、旅行、遅参及び早退を許可し、又は承認すること。
- （3） 職員に出張、時間外勤務、休日勤務及び週休日の振替えを命ずること。
- （4） 軽易な事項の照会及び回答に関すること。
- （5） 所掌事項についての軽易な施策、計画及び施行に関すること。
- （6） その他前記に準ずる事項

全部改正〔昭和45年世農委訓令甲1号〕、一部改正〔昭和45年世農委訓令甲2号・平成10年1号・12年2号〕

（事案決定の臨時代行）

第6条 事務長が、出張又は休暇その他事故により不在であるときは、事務次長が事案決定を代行する。

全部改正〔昭和45年世農委訓令甲2号〕、一部改正〔昭和56年世農委訓令甲3号・平成11年1号〕

（準用）

第7条 文書、職員の服務、その他この規程に定めがない事項については区長の事務部局において定められているものを準用する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年4月1日世農委訓令甲第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年3月29日世農委訓令甲第1号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日世農委訓令甲第1号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。